

# 子どもの学習支援事業について

## 1. 趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもたちに学力を向上するための機会を提供するために、学習塾の利用に係る経費の一部を助成し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的

## 2. 対象者

大分市内に住所を有する中学生又は特別支援学校中等部に在籍しており、かつ、生活保護受給世帯又は就学援助受給世帯（就学奨励費（支弁区分Ⅰ）受給世帯含む）に属している者からの助成申請に基づき、決定した者

## 3. 対象学習塾

本事業の趣旨・目的に賛同し、対象者に対し良質な学習塾サービスを提供し、子どもを育成する取組みの一翼を担う意思と意欲を持った、大分市内に所在する学習塾（教室型）からの申請に基づき、指定を行った学習塾

## 4. 助成金額及び支払方法

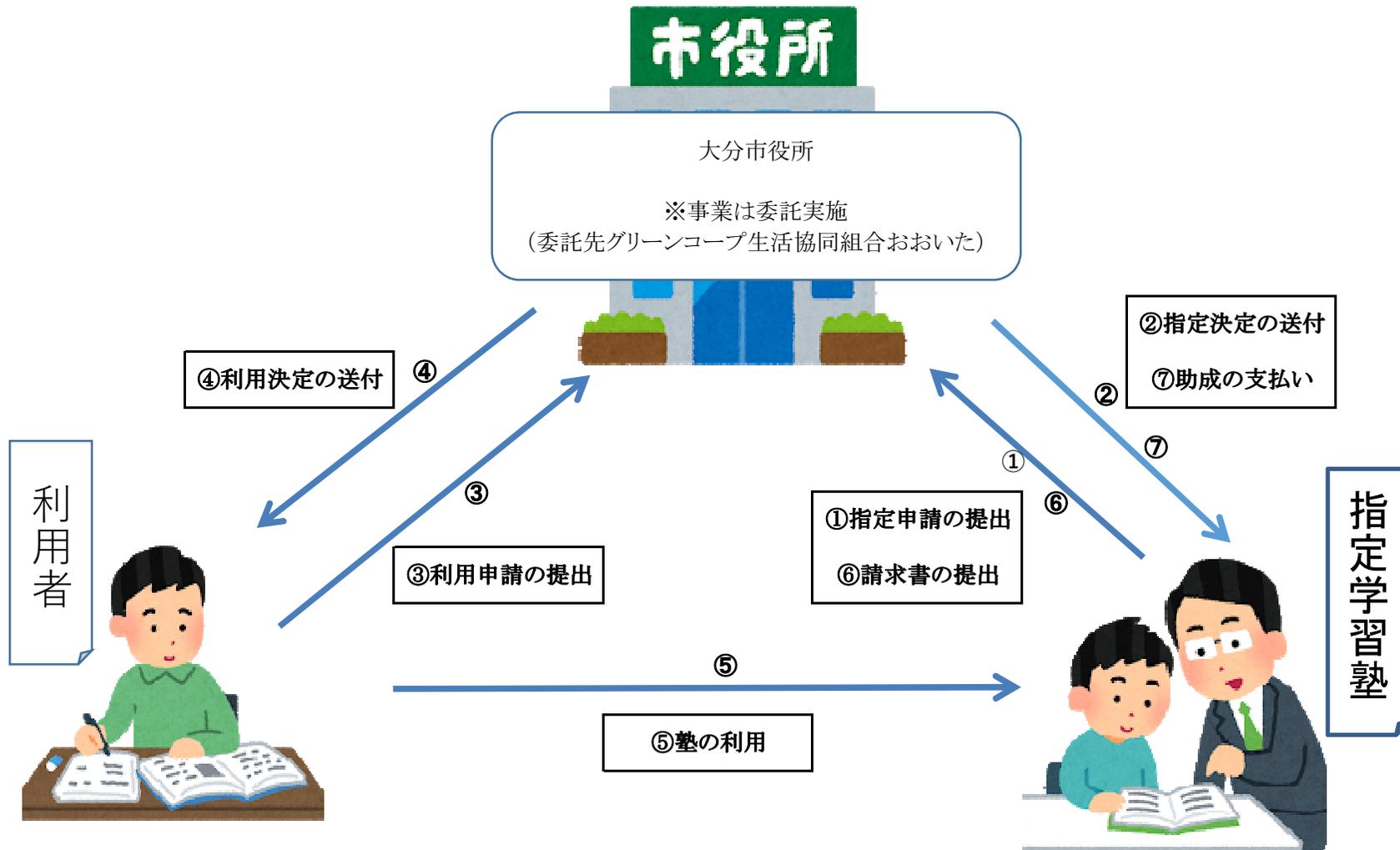
利用対象者1人月額1万円（第3学年又は第3学年に準ずる学年に在籍している場合における7月、8月、12月及び1月については、1万5千円）を上限に、市が学習塾に対し直接支払う。

なお、助成金額を超える塾費用については利用者負担となる。

## 5. 助成範囲

1人につき1か所の学習塾での月謝相当分と教材費及びテスト費用。科目は5教科（国語・社会・数学・理科・外国語（英語））に限る。

# 子どもの学習支援事業の実施業務イメージ



- 大分市内に住所を有する中学生等のうち、以下のいずれかに該当する者
  - ・生活保護受給世帯
  - ・就学援助受給世帯
  - ・就学奨励費(支弁区分Ⅰ)受給世帯

- 申請に基づき、指定された塾